

新	旧	備 考
第 8 部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、 動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ その他これらに類する容器並びに腸の製品 第 4 1 類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 (省 略) 2 (A) 第41.04 項から第41.06 項までには、なめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうち <u>なめしを終えてないものを含まない（第41.01 項から第41.03 項まで参照）。</u> (B) 第41.04 項から第41.06 項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、 <u>染着色又は加脂を行つた場合を含む。</u> 3 この表において「コンポジションレザー」とは、第41.15 項の物品のみをいう。 <u>総説</u> <u>この類には、次の物品を含む。</u> () 原皮（羽毛皮及び毛皮を除く。大きな四足獣の原皮はraw hides という。）（41.01 項から41.03 項）。また、これらの項には、注 1 (c)及び41.01 項から41.03 項までの解説に掲げられた動物の毛が付いている原皮を含む。 また、41.01 項から41.03 項までには、毛が付いていない皮でなめし過程（軽いなめし、前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないものを含む。この皮は一時的に腐敗を防ぐ状態又はスプリットを行える程度に一時的に安定した状態であり、41.04 項から41.06 項までの物品とはみなさない。 毛が付いている皮で前なめしをし又はさらに加工をしたものは、この類の注 1 (c)の規定によりこの類から除かれる。 (次葉へ)	第 8 部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、 動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ その他これらに類する容器並びに腸の製品 第 4 1 類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 (省 略) (新 設) 2 この表において「コンポジションレザー」とは、第41.11 項の物品のみをいう。 <u>総説</u> <u>この類には、次の物品を含む。</u> () 原皮（羽毛皮及び毛皮を除く。大きな四足獣の原皮はraw hides という。） <u>この類には、毛が付いてない又は脱毛したすべての原皮を含む。また、この類には、注 1 (c)及び41.01 項から41.03 項までの解説に掲げられた動物の毛が付いている原皮を含む。</u> (次葉へ)	

新	旧	備 考
(前葉より) () <u>なめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしたものを除く)(41.04 項から41.06 項)</u> <u>なめしは、皮に腐朽抵抗性を与えるとともにその物理的強度及び防水性を増加させる。なめし過程に入る前に、まず皮は一連の準備工程を必要とする。その工程は、アルカリ溶液における浸せき工程(皮を柔らかくし、保存に使用した塩分を除去するため)、脱毛工程、裏打工程、脱毛に使用された石灰その他の物質を取り除く工程及び最後の洗浄工程から成る。</u> <u>次いで、これらの皮は植物タンニンなめし(ある種の木、樹皮、葉等又はそのエキスを入れた槽で行う。)、鉋物なめし(無機塩(例えば、クロム塩、鉄塩又はみょうばん)で行う。)</u><u>又は化学的なめし(ホルムアルデヒド又はある種の合成薬品で行う。)</u><u>のいずれかの方法によりなめされる。また、これらの方法を組み合わせて行うこともある。みょうばんと塩との混合物で厚手の革をなめす方法はハンガリア仕上げといわれ、みょうばんなめしの場合、塩、みょうばん、卵黄及び小麦粉の混合物が使用される。みょうばんなめしされた皮は、主に手袋、衣料及び履物の製造に使用される。</u> <u>なめした又はなめしを超える加工をした皮は、商取引において「革」として知られている。なめした後、乾かした革は「クラスト」又は「クラストレザー」として知られている。クラスト工程において、滑らかさと柔軟性を与えるために液状脂又は油が添加される場合があり、乾燥の前にドラム等に浸して再なめし又は染着色を行う場合がある。</u> <u>油なめし及び仕上げが施され、シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)に加工された羊の皮は41.14 項に規定される。</u> (次葉へ)	(前葉より) () <u>前なめしをし又はなめした獣皮(シャモア仕上げをしたものを含む。)、なめした後それ以上の加工をした獣皮及びパーチメント仕上げをした獣皮</u> <u>毛が付いたまま前なめしをし、なめし又はそれ以上の加工をしたものを除く。</u> (A) <u>前なめしをし又なめした獣皮(シャモアなめし又はシャモア仕上げをしたものを含む。)</u> <u>なめしは、獣皮に腐朽抵抗性を与えるとともにその物理的強度及び防水性を増加させる。なめし工程に入る前に、まず獣皮は一連の準備工程を必要とする。その工程は、アルカリ溶液における浸せき工程(獣皮を柔らかくし、保存に使用した塩分を除去するため)、脱毛工程、裏打工程、脱毛に使用された石灰その他の物質を取り除く工程及び最後の洗浄工程から成る。</u> <u>次いで、これらの獣皮は植物タンニンなめし(ある種の木、樹皮、葉等又はそのエキスを入れた槽で行う。)、鉋物なめし(無機塩(例えば、クロム塩、鉄塩又はみょうばん)で行う。)</u><u>又は化学的なめし(ホルムアルデヒド又はある種の合成薬品で行う。)</u><u>のいずれかの方法によりなめされる。また、これらの方法を組み合わせて行うこともある。みょうばんと塩との混合物で厚手の革をなめす方法はハンガリア仕上げといわれ、みょうばんなめしの場合、塩、みょうばん、卵黄及び小麦粉の混合物が使用される。みょうばんなめしされた獣皮は、主に手袋の製造又は高品質の履物の製造に使用される。</u> <u>軽くなめされており仕上げ前に更になめしを必要とする革は、「前なめしをした革」と呼ばれる。</u> <u>獣皮は、シャモア(コンビネーションシャモアを含む。)革を製造するために油なめし及び仕上げが施される。</u> (次葉へ)	

新	旧	備 考
(前葉より)	(前葉より) (B) <u>なめした後それ以上の加工をした革</u> <u>なめした後、「クラスト革」は、表面の凸凹を取り除いたり、柔軟性、防水性を与えてそのまま使用できるようにするための処理を更に必要とする。これらの工程は柔軟性を与え、ストレッチし、薄くし、ピーテングし、表面を硬くするためローリングし及び加脂を行う各工程より成っている。</u> <u>更に、この革は、染色、他の種類の革に模造するためのもの（graining）又は型押し（stamping）、サイジング、polishing、肉面（時には銀面）をスエード又はベルベット仕上げとするためのgraining（又はbuffing）、waxing、blackening、smoothing（glazing）、サテン仕上げ、印刷等の仕上げが行われる。革には、ワニス、ラッカー又は前もつて成形したプラスチックシートを塗布し又は被覆したもの（パテントレザー又はパテントラミネーテッドレザー）があり、また、金属の粉又は金属のはくを被覆したものがある（メタライズドレザー）。</u> (C) <u>パーチメント仕上げをした革</u> <u>パーチメント仕上げをした革は、なめし工程を行わず、原皮に保存性を与えるための処理をして得られる。原皮を柔軟にし、脱毛し、裏打ちし、洗浄し、これを枠に張り、白亜及びソーダ灰又は消石灰を含むペーストを塗布し、所要の厚さに削つて軽石で磨く。最後にゼラチンとでん粉で仕上げられる。</u> <u>「ピールム」と呼ばれる高級な品質のものは、生まれたての子牛の皮から作られる。これは書籍の装てい、重要文書、ドラムの皮等に使用される。</u> <u>より厚い獣皮（通常は大きな牛のもの）は、時に同様に処理されて（“raw hide”として知られるより粗い品質のもの）、機械部品、工具、旅行用品等の製造に使用される。</u>	
(次葉へ)	(次葉へ)	

新	旧	備 考
4 1 . 0 1 <u>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</u> <u>4101.20 - 全形の原皮（重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。）</u> <u>4101.50 - 全形の原皮（16キログラムを超えるものに限る。）</u> <u>4101.90 - その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）</u> この項には、<u>牛（水牛を含む。）</u>（すなわち01.02 項の動物。同項の解説参照）又は馬類の動物（馬、ろ馬、ら馬、しま馬等）の原皮（脱毛してあるかないかを問わない。）を含む。 これらの原皮は、<u>生鮮（green）のもの又は短期間腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあつてもよい。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。</u> （省 略） 号の解説 <u>4101.20</u> <u>4101.20</u> 号にはスプリットした皮を含まない。	4 1 . 0 1 <u>牛又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</u> <u>4101.10 - 全形の牛皮（重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは14キログラム以下のものに限る。）</u> <u>- その他の牛皮（生鮮のもの及び湿式塩蔵をしたものに限る。）</u> <u>4101.21 - - 全形のもの</u> <u>4101.22 - - バット及びベンズ</u> <u>4101.29 - - その他のもの</u> <u>4101.30 - その他の牛皮（その他の保存に適する処理をしたものに限る。）</u> <u>4101.40 - 馬類の動物の皮</u> この項には、<u>牛（すなわち01.02 項の動物。同項の解説参照）又は馬類の動物（馬、ろ馬、ら馬、しま馬等）の原皮（脱毛してあるかないかを問わない。）を含む。</u> これらの原皮は、<u>生鮮（green）のもの又は塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で腐敗しないように処理したものである。また、これらは、洗浄したもの、スプリットしたもの又はスクレイプしたものも含むが、なめしたもの、一部なめしたものはこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。</u> （省 略） 号の解説 <u>4101.10</u> <u>4101.10</u> 号にはスプリットした獣皮を含まない。	

新	旧	備 考
4 1 . 0 2 羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注 1 (c) の規定により除かれているものを含まない。） （省 略） <u>これらの原皮は、生鮮（green ）のもの又は短期間腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあつてもよい（41.01 項の解説参照）。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。</u> （省 略）	4 1 . 0 2 羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注 1 (c) の規定により除かれているものを含まない。） （省 略） <u>これらの原皮は、生鮮（green ）のもの又は塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で腐敗しないように処理したものである（41.01 項の解説参照）。また、これらは、洗浄したもの、スプリットしたもの又はスクレイプしたものも含むが、なめしたもの、一部なめしたもの又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。</u> （省 略）	

新	旧	備 考
4 1 . 0 3 その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注 1 の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。） （省 略） 4103.30 - 豚のもの （省 略） この項には、次の物品を含む。 (A) 各種の原皮で毛が付いていないもの又は脱毛したもの（41.01 項又は41.02 項のものを除く。）。この項には羽毛又は綿毛を除去した鳥の皮及び魚の皮、爬虫類の皮及び脱毛したやぎの皮（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを含む。） (B) 脱毛していない原皮は下記の動物のものに限る。 (1) <u>やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）を含む。</u> (2) 豚（ペカリーを含む。） (3) シャモア及びガゼル (4) となかい及びしか (5) 犬 <u>これらの原皮は、生鮮（green ）のもの又は短期間一時的に腐敗を防止するため、塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で一時的保存をしてあつてもよい（41.01 項の解説参照）。また、これらは、洗浄し、スプリット若しくはスクレイプし又はなめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含むが、なめした又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。</u> （省 略）	4 1 . 0 3 その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注 1 の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。） （省 略） （新 設） （省 略） この項には、次の物品を含む。 (A) 各種の原皮で毛が付いていないもの又は脱毛したもの（41.01 項又は41.02 項のものを除く。）。この項には羽毛又は綿毛を除去した鳥の皮及び魚の皮、爬虫類の皮及び脱毛したやぎの皮（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。） (B) 脱毛していない原皮は下記の動物のものに限る。 (1) <u>やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを含む。）を含む。</u> (2) 豚（ペカリーを含む。） (3) シャモア及びガゼル (4) となかい及びしか (5) 犬 <u>これらの原皮は、生鮮（green ）のもの又は塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存方法で腐敗しないように処理したものである（41.01 項の解説参照）。また、これらは、洗浄したもののスプリットしたもの、スクレイプしたものを含むが、なめしたもの、一部をなめしたもの又はこれと同等の処理（例えば、パーチメント仕上げ）をしたもの及びこれら以上の加工をしたものは含まない。</u> （省 略）	

新	旧	備 考
4 1 . 0 4 <u>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</u> <u>- 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</u> 4104.11 - - <u>フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレースプリット</u> 4104.19 - - <u>その他のもの</u> <u>- 乾燥状態（クラスト）のもの</u> 4104.41 - - <u>フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレースプリット</u> 4104.49 - - <u>その他のもの</u> <u>この項には、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) <u>シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む）（41.14）</u> (b) <u>なめした又はクラストにした革のくず（41.15）</u> (c) <u>毛が付いている牛（水牛を含む。）又は馬類の皮をなめした又はクラストにしたもの（43類）</u>	4 1 . 0 4 <u>牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第41.08 項又は41.09 項の革を除く。）</u> 4104.10 - <u>全形の牛革（表面積が1枚につき28平方フィート（2.6 平方メートル）以下のものに限る。）</u> - <u>その他の牛革及び馬類の動物の革（なめしたものとび再なめしたもので、これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</u> 4104.21 - - <u>牛革（植物性前なめしをしたものに限る。）</u> 4104.22 - - <u>牛革（その他の前なめしをしたものに限る。）</u> 4104.29 - - <u>その他のもの</u> - <u>その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたものとびなめした後加工したものに限る。）</u> 4104.31 - - <u>フルグレーン及びフルグレースプリット</u> 4104.39 - - <u>その他のもの</u> <u>この項には、牛又は馬類の動物の脱毛した皮で、前なめしをし又はなめしたものを含む。また、パーチメント仕上げした獣皮及びなめした後加工した革を含む（この類の総説参照。）</u> <u>牛又は馬類の動物の革は、特にその丈夫さ耐久性とで有名であり、したがって、底革（sole leather）及び機械用のベルチング革には、一般に、この種のものが使用される。</u> <u>底革は、強くロール加工され又はハンマー処理をうけた革である。通常、これは植物タンニンなめし又はコンビネーションなめしをしたものであり、その色は褐色である。しかし、ある種の（緑青色のもの）は、クロムなめししたものである。</u> <u>機械用のベルチング革は、通常雄牛牛皮の背部より製造されるもので、一般に植物タンニンなめしされ、十分加脂され、引張強さの大きい弾力性のある革に仕上げられている。</u> <u>また、牛又は馬類の動物の革は、長靴又は短靴の甲（例えば、ボックスカーフ及びウィーローカーフ）（クロムにより又はコンビネーション工程によりクロムなめした子牛革を着色し及び磨いたもの）として使用される。</u> （次葉へ）	

新	旧	備 考
	(前葉より) <u>この項には次の物品を含まない。</u> <u>(a) シャモア革 (コンビネーションシャモア革を含む。) (41.08)</u> <u>(b) パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー (41.09)</u> <u>(c) 革のくず (41.10)</u> <u>(d) 毛が付いている牛又は馬類の動物の獣皮をなめし又は仕上げたもの (43類)</u> <u>号の解説</u> <u>4104.21 及び4104.22</u> <u>これらの号には、軽くなめされており仕上げ前に更になめしを必要とする革のみを含む。</u> <u>4104.31</u> <u>この号において、「フルグレーン及びフルグレーンスピリット」とは、例えば buffing 又はsnuffingによつて表面が除去されることなく、表皮層の除去によつて露出した本来の銀面を有する革をいう。</u>	

新	旧	備 考
41.05 <u>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工を しておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを 問わない。）</u> <u>4105.10 - 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</u> <u>4105.30 - 乾燥状態（クラスト）のもの</u> <u>この項には、羊（羊とやぎとの交配種を含む。）のなめした皮（なめしたものと及 びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないも のに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</u> <u>羊革はやぎ革と似ているが、皮膚組織がち密でなく、より不規則な銀面を有して いる。</u> <u>羊皮は、しばしば「みょうばんめし」される（この類の総説参照）。</u> <u>羊皮のグレンスプリットは、なめした際に“skiver”と呼ばれる。“basils”</u> <u>は、ある種の植物タンニンなめしを行つた羊皮である。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）（41.14）</u> <u>(b) なめした又はクラストにした革のくず（41.15）</u> <u>(c) 毛が付いている羊皮をなめした又はクラストにしたもの（43類）</u>	41.05 <u>羊革（毛が付いていないものに限るものとし、第41.08 項又は第41.09 項の革を除 く。）</u> <u>- なめしたものと及び再なめしたものと（これらを超える加工をしてないも のに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</u> <u>4105.11 - 植物性前なめしをしたもの</u> <u>4105.12 - - その他の前なめしをしたもの</u> <u>4105.19 - - その他のもの</u> <u>4105.20 - パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後加工したもの</u> <u>この項には、毛が付いていない羊（羊とやぎとの交配種を含む。）の皮で、前な めしをし又はなめしたものと及びパーチメント仕上げをし又はなめした後加工したも のを含む（この類の総説参照）。</u> <u>羊革はやぎ革に似ているが、組織がち密でなく、より不規則な銀面を有し、内皮 はよりたやすく外皮から剥がすことができる。やぎ革は、しわくちゃにするときし む。羊皮は、しばしばみょうばんめしされる（この類の総説参照）。</u> <u>羊皮のフルグレンスプリットは、なめした際に“skiver”と呼ばれる。</u> <u>“basils”は、ある種の植物タンニンなめしを行つた羊皮である。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）（41.08）</u> <u>(b) パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー</u> <u>（41.09）</u> <u>(c) 革のくず（41.10）</u> <u>(d) 毛が付いている羊皮をなめし又は仕上げたもの（43類）</u> <u>号の解説</u> <u>4105.11 及び4105.12</u> <u>これらの号には、軽くなめされており仕上げ前に更になめしを必要とする革のみ</u> <u>を含む。</u>	

新	旧	備 考
4 1 . 0 6 <u>その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</u> <u>- やぎのもの</u> 4106.21 - - <u>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</u> 4106.22 - - <u>乾燥状態（クラスト）のもの</u> <u>- 豚のもの</u> 4106.31 - - <u>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</u> 4106.32 - - <u>乾燥状態（クラスト）のもの</u> 4106.40 - <u>爬虫類のもの</u> <u>- その他のもの</u> 4106.91 - - <u>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</u> 4106.92 - - <u>乾燥状態（クラスト）のもの</u> <u>この項には、やぎのなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</u> <u>羊革とやぎ革の相違点は、41.05 項の解説に掲げられている。</u> <u>また、やぎ皮もみょうばんなめしされる場合がある（この類の総説参照）。</u> <u>また、この項には、41.04 項及び41.05 項の皮と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていないものを含む（この類の総説参照）。</u> <u>したがって、この項には、例えば、豚、爬虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、らくだ、かば、犬及び魚又は海棲哺乳類の革を含む。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) <u>シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む）（41.14）</u> (b) <u>なめした又はクラストにした革のくず（41.15）</u> (c) <u>毛が付いている皮をなめした又はクラストにしたもの（43類）</u>	4 1 . 0 6 <u>やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第41.08 項又は第41.09 項の革を除く。）</u> <u>- なめしたものと再びなめしたもの（これらを超える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</u> 4106.11 - - <u>植物性前なめしをしたもの</u> 4106.12 - - <u>その他の前なめしをしたもの</u> 4106.19 - - <u>その他のもの</u> 4106.20 - <u>パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの</u> <u>この項には、毛が付いていないやぎの皮で、前なめしをし又はなめしたものと及びパーチメント仕上げをし又はなめした後加工したものを含む（この類の総説参照）。</u> <u>羊革とやぎ革との相違点は、41.05 項の解説に掲げられている。</u> <u>また、やぎ皮もみょうばんなめしされることがある（この類の総説参照）。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) <u>シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む）（41.08）</u> (b) <u>パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（41.09）</u> (c) <u>革のくず（41.10）</u> (d) <u>毛が付いているやぎ皮をなめし又は仕上げたもの（43類）</u> <u>号の解説</u> 4106.11 及び4106.12 <u>これらの号には、軽くなめされており仕上げ前に更になめしを必要とする革のみを含む。</u>	

新	旧	備 考
4 1 . 0 7 <u>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを 超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いてい ないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14 項の革を 除く。）</u> <u>- 全形の革</u> 4107.11 - - フルグレーン（スプリットしてないものに限る。） 4107.12 - - グレーンスプリット 4107.19 - - その他のもの <u>- その他のもの（サイドを含む。）</u> 4107.91 - - フルグレーン（スプリットしてないものに限る。） 4107.92 - - グレーンスプリット 4107.99 - - その他のもの <u>この項には、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストに した後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、 毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</u> <u>牛又は馬類の動物の革は、特にその丈夫さ及び耐久性で有名であり、したがっ て、底革（sole leather）及び機械用のベルチング革には、一般に、この種のもの が使用される。</u> <u>底革は、強くロール加工され又はハンマー処理をした革である。通常、これは植 物タンニンなめし又はコンビネーションなめしをしたものであり、その色は褐色で ある。しかし、ある種の緑青色のものは、クロムなめししたものである。</u> <u>機械用のベルチング革は、通常雄牛皮の背部より製造されるもので、一般に植物 タンニンなめしされ、十分加脂され、引張強さの大きい弾力性のある革に仕上げら れている。</u> <u>また、牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革は、長靴又は短靴の甲（例えば、 ボックスカーフ及びウィローカーフ（クロムにより又はコンビネーション工程に よりクロムなめしした子牛革を染着色し磨いたもの））として使用される。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) <u>シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）（41.14）</u> (b) <u>革のくず（41.15）</u> (c) <u>毛が付いている牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮を仕上げたもの（43 類）</u>	4 1 . 0 7 <u>その他の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第41.08 項又は第 41.09 項の革を除く。）</u> 4107.10 - <u>豚のもの</u> - <u>爬虫類のもの</u> 4107.21 - - <u>植物性前なめしをしたもの</u> 4107.29 - - <u>その他のもの</u> 4107.90 - <u>その他の動物のもの</u> <u>この項には、41.04 項から41.06 項までの各項に掲げられていないすべての動物 の皮（毛が付いていないもの又は脱毛したものに限る。）から製造された革で、 41.04 項から41.06 項の獣皮と同じ方法により加工したものを含む（この類の総説 参照）。</u> <u>したがって、この項には、例えば、豚の革、爬虫類（とがげ、へび、わに等）の 革、かもしかの革、カンガルーの革、しかの革、シャモアの革、となかいの革、雄 じかの革、象の革、らくだの革、かばの革、犬の革、魚の革及び海棲哺乳動物の革 を含む（41.08 項又は41.09 項の革を除く。）。</u> <u>商取引上“doeskin”として知られている革（スプリットした羊皮から製造さ れた洗うことのできる革でホルマリン又は油でなめしたもの）は含まない（41.05 又は41.08）。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) <u>革のくず（41.10）</u> (b) <u>毛が付いている皮をなめし又は仕上げたもの（43類）</u> <u>号の解説</u> 4107.21 <u>この号には、軽くなめされており仕上げ前に更になめしを必要とする革のみを含 む。</u>	

新	旧	備 考
[41. 08] (削 除)	4 1 . 0 8 シャモア革 (コンビネーションシャモア革を含む。) シャモア革は、皮を魚油又は動物性油脂で繰り返し処理し、これらを加熱乾燥又は気乾することにより、なめし及び仕上げを行い、アルカリで余分の油脂を除去するために洗浄され、次いで表面のよごれが取りさられ、軽石その他の研磨材でけば立たせて仕上げられる。この方法で通常処理される革は、銀面をフライジングで除去した羊の内皮から作られる。 シャモア革は、柔軟で、黄色（染めた場合を除く。）で、かつ、水洗いができる特徴がある。これは、主として手袋、ウォッシュレザー等に使用される。同様に処理された大きな動物（しか、雄じか等）の皮は、衣類、馬具又はある種の工業用目的に使用される。 前述のように、油のみを使用して製造されたシャモア革は、時にフルオイルシャモア革ということがある。 黄色いシャモア革にその性質が類似している白色の水洗いのできる革は、ホルムアルデヒドで一部なめした後、前述のような油なめしを行なつて製造され、コンビネーションシャモア革として知られている。この項には、この革も含むが、その他の水洗いのできる革（例えば、みょうばんとホルムアルデヒドでなめしたもの）及びその他の処理によつて十分になめした後単に加脂することによつて製造された革を含まない。	

新	旧	備 考
[41. 09] (削 除)	4 1 . 0 9 パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー この項には、次の物品を含む。 (A) パテントレザー ワニス若しくはラッカーを塗布し又は前もつて成形したプラスチックシートを被覆した革で、光沢のある鏡のような表面を有する。 使用されるワニス又はラッカーは、着色されているものと着色されていないものがあり、次のようなものをもととしている。 (1) 植物性の乾性油（通常、あまに油） (2) セルロース誘導体（例えば、ニトロセルロース） (3) 合成物品（熱可塑性であるかないかを問わない。）、主にポリウレタン革に使用する前もつて成形したプラスチックシートは、一般にポリウレタン又はポリ塩化ビニルから作られる。 このグループの物品の表面は、必ずしもなめらかでない。ある種の皮（わに、とかげ等）を模造するため型押しをし、人工的に圧縮し又はしわ付け若しくはしぼ付けをすることがある。ただし、光沢のある鏡のような外観を保有していなければならない。塗布又はシートの厚さが0.15ミリメートル以下のものに限る。 このグループには、また、結合剤（例えば、プラスチック及び植物性の乾性油）中に、金属の光沢を革に与えるための顔料（雲母、シリカ又は類似のフレークを含む。）を有するペイント又はラッカーを塗布し又は被覆した革も含む（イミテーションメタライズドレザー）。 (B) パテントラミネーテッドレザー 前もつて成形したプラスチックシート（プラスチックの厚さが、0.15ミリメートルを超え、全体の厚さの半分未満のもの）を被覆した革で、商取引上パテントコーテッドレザーとして知られており、パテントレザーの光沢のある鏡のような外観を有している。前もつて成形したプラスチックシートを被覆した革で、プラスチックの厚さが0.15ミリメートルを超え、全体の厚さの2分の1以上のものは、39類に属する。 (C) メタライズドレザー 金属の粉又は金属のはく（例えば、銀、金、青銅又はアルミニウムのもの）を塗布した革である。ただし、この項には、ワニス又は金属を被覆したコンポジションレザーを含まない（41.11）。	

新	旧	備 考
[41. 10] (削 除)	4 1 . 1 0 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉 この項には、次の物品を含む。 (1) 革製品の製造の際に生じた皮（コンポジションレザー及びパーチメント仕上げした革を含む。）のくずで、コンポジションレザー若しくはにかわの製造等に適するもの又は肥料としての用途に適するもの (2) 使い古した革製品でその本来の用途には使用できず、また他の製品の製造にも使用できないもの (3) 革のダスト及び粉（バッフィング仕上げ又はけば立たせる作業をした際のくず）で、肥料として使用され又は人造スエード、コンポジション床張り等の製造に使用されるもの (4) くず革をgrindingすることによつて生じた革の粉で、スエード織物の製造又はプラスチックの充てん料等を使用されるもの。 革の切端又は使い古した革製品（例えば、古い機械用ベルト）で革製品の製造に使用することのできるものは、革として適当な項に属する（41.04 項から41.09 項）。 この項には、次の物品を含まない。 (a) 原皮くず（05.11 ） (b) 63.09 項の中古の履物	

新	旧	備 考
[41. 11] (削 除)	4 1 . 1 1 コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） この項には、天然の革又は革繊維をもととして製造したコンポジションレザーのみを含む。天然の革をもととせず、プラスチック（39類）、ゴム（40類）、紙若しくは板紙（48類）又は塗布した紡織用繊維の織物類（59類）などをもととして製造したイミテーションレザーを含まない。 コンポジションレザーは、次のような種々の製法で作られる。 (1) 革のくず及び細片をにかわその他の結合剤で凝結すること。 (2) 革のくず及び細片を結合剤を使用せず強く加圧して凝結すること。 (3) くずを結合剤を使用せず紙を作るように熱湯中で加熱により離解させ薄い繊維状にし、このようにして得られたパルプをふるい分けし、圧延し、カレンダー掛けすることによってシートに成形すること。 コンポジションレザーは、染色し、型押しをし、磨き、しぼ付けをし、スタンプし、カーボランダム若しくはエメリーでgrindingしてスエード仕上げをし、ワニスを塗布し又は金属を被覆したりすることがある。 かかるコンポジションレザーは、板状、シート状又はストリップ状のもの（巻いてあるかないかを問わない。）に限り、この項に属する。正方形又は長方形以外の形状に切つたものは含まない（通常42類）。 この項には、コンポジションレザーのくずで、再構成できるもの、肥料用等に使用するものを含まない（41.10）。	

新	旧	備 考
4 1 . 1 2 <u>羊革（なめした又はクラストにした後これを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14 項の革を除く。）</u> <u>この項には、羊（羊とやぎの交配種含む。）の革（なめした又はクラストにした後これを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</u> <u>羊革はやぎ革と似ているが、皮膚組織がち密でなく、より不規則な銀面を有している。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（41.14 ）</u> <u>(b) 革のくず（41.15 ）</u> <u>(c) 毛が付いている羊皮を仕上げたもの（43類）</u>	(新 設)	

新	旧	備 考
4 1 . 1 3 <u>その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14 項の革を除く。）</u> <u>4113.10 - やぎのもの</u> <u>4113.20 - 豚のもの</u> <u>4113.30 - 爬虫類のもの</u> <u>4113.90 - その他のもの</u> <u>この項には、やぎの革（なめした又はクラストにした後これを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</u> <u>羊革とやぎ革の相違点は、41.12 項の解説に掲げられている。</u> <u>また、やぎ皮もみょうばんなめしされることがある（この類の総説参照）。</u> <u>また、この項には、41.07 項及び41.12 項の革と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかつた全ての動物の毛が付いていない皮から生産された革を含む（この類の総説参照）。</u> <u>したがって、この項には、例えば、豚、^は爬虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、^{うし}しか、シャモア、となくい、へらじか、象、らくだ、かば、犬及び魚又は海棲哺乳類の革を含む（41.14 項のものを除く）。</u> <u>商取引上“ doeskin ”として知られている革（スプリットした羊皮から製造された洗うことのできる革でホルムアルデヒド又は油でなめしたものは含まない（41.12 項又は41.14 項））。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）</u>、<u>パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（41.14 ）</u> <u>(b) 革のくず（41.15 ）</u> <u>(c) 毛が付いている皮を仕上げたもの（43類）</u>	(新 設)	

新	旧	備 考
4 1 . 1 4 <u>シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）</u>、<u>パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー</u> <u>4114.10 - シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）</u> <u>4114.20 - パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー</u> <u>（ ） シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）</u> <u>シャモア革は、皮を魚油又は動物性油脂で繰返し処理し、これらを加温又は空気にさらして乾燥させることにより、なめし及び仕上げを行い、アルカリで余分の油脂を除去するために洗浄される。次いで表面のよごれが取りさられ、軽石その他の研磨材でけば立たせて仕上げられる。この方法で通常処理される革は、銀面をフライジングで除去した羊の内皮から作られる。</u> <u>シャモア革は、柔軟で、黄色（染めた場合を除く。）で、かつ、水洗いができる特徴がある。これは、主として手袋、ウォッシュレザー等に使用される。大きな動物（しか、雄じか等）の皮を同様に処理したものは、衣類、馬具又はある種の工業用目的に使用される。</u> <u>前述のように、油のみを使用して製造されたシャモア革は、時にフルオイルシャモア革ということがある。</u> <u>黄色いシャモア革にその性質が類似している白色の水洗いのできる革は、ホルムアルデヒドで一部なめした後、前述のような油なめしを行なつて製造され、コンビネーションシャモア革として知られている。この項には、この革も含むが、その他の水洗いのできる革（例えば、みょうばんとホルムアルデヒドでなめしたもの）及びその他の処理によつて十分になめした後単に加脂することによつて製造された革を含まない。</u> （次葉へ）	（新 設）	

新	旧	備 考
(前葉より) () <u>パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー</u> <u>この項には、次の物品を含む。</u> (1) <u>パテントレザー</u> <u>ワニス若しくはラッカーを塗布し又は前もつて成形したプラスチックシート</u> <u>を被覆した革で、光沢のある鏡のような表面を有する。</u> <u>使用されるワニス又はラッカーは、着色されているものと着色されていない</u> <u>ものがあり、次のようなものをもとしてている。</u> <u>(a) 植物性の乾性油(通常、亜麻仁油)</u> <u>(b) セルロース誘導体(例えば、ニトロセルロース)</u> <u>(c) 合成物品(熱可塑性であるかないかを問わない。)、主にポリウレタン</u> <u>革に使用する前もつて成形したプラスチックシートは、一般にポリウレタン</u> <u>又はポリ(塩化ビニル)から作られる。</u> <u>このグループの物品の表面は、必ずしもなめらかでない。ある種の皮(クロ</u> <u>コダイル、とかげ等)を模造するため型押しをし、人工的に圧縮し又はしわ付</u> <u>け若しくはしぼ付けをすることがある。ただし、光沢のある鏡のような外観を</u> <u>保有していなければならない。</u> <u>塗布又はシートの厚さが0.15ミリメートル以下のものに限る。</u> <u>このグループには、また、結合剤(例えば、プラスチック又は植物性の乾性</u> <u>油)中に、金属の光沢を革に与えるための顔料(雲母、シリカ又は類似のフレ</u> <u>ークを含む。)を有するペイント又はラッカーを塗布し又は被覆した革も含む</u> <u>(イミテーションメタライズドレザー)。</u> (2) <u>パテントラミネーテッドレザー</u> <u>前もつて成形したプラスチックシート(プラスチックの厚さが、0.15ミリメ</u> <u>ートルを超え、全体の厚さの半分未満のもの)を被覆した革で、商取引上パテ</u> <u>ントコーテッドレザーとして知られており、パテントレザーの光沢のある鏡の</u> <u>ような外観を有している。前もつて成形したプラスチックシートを被覆した革</u> <u>で、プラスチックの厚さが0.15ミリメートルを超え、全体の厚さの2分の1以</u> <u>上のは、39類に属する。</u> (3) <u>メタライズドレザー</u> <u>金属の粉又は金属のはく(例えば、銀、金、青銅又はアルミニウムのもの)</u> <u>を塗布した革である。</u> <u>ただし、この項には、ワニス又は金属を被覆したコンポジションレザーを含まな</u> <u>い(41.15)。</u>		

新	旧	備 考
4 1 . 1 5 <u>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）</u>、<u>革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</u> 4115.10 - <u>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）</u> 4115.20 - <u>革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</u> （ ） <u>コンポジションレザー</u> <u>この項には、天然の革又は革繊維をもととして製造したコンポジションレザーの</u>みを含む。天然の革をもととせず、プラスチック（39類）、ゴム（40類）、紙若しくは板紙（48類）又は塗布した紡織用繊維の織物類（59類）などをもととして製造したイミテーションレザーを含まない。 <u>“bonded leather”として知られるコンポジションレザーは、次のような種々の製法で作られる。</u> （1） <u>革のくず及び細片をにかわその他の結合剤で凝結すること。</u> （2） <u>革のくず及び細片を結合剤を使用せず強く加圧して凝結すること。</u> （3） <u>くずを結合剤を使用せず紙を作るように熱湯中で加熱により離解させ薄い繊維状にし、このようにして得られたパルプをふるい分けし、圧延し、カレンダー掛けすることによつてシートに成形すること。</u> <u>コンポジションレザーは、染色し、型押しをし、磨き、しば付けをし、スタンブ</u>し、カーボランダム若しくはエメリーでgrindingしてスエード仕上げをし、ワニスを塗布し又は金属を被覆したりすることがある。 <u>かかるコンポジションレザーは、板状、シート状又はストリップ状のもの（巻いてあるかないかを問わない。）に限り、この項に属する。正方形又は長方形以外の形状に切つたものは他の類に分類される（特に42類）。</u> （次葉へ）	（新 設）	

新	旧	備 考
(前葉より) () くず <u>この項には、次の物品を含む。</u> (1) <u>革製品の製造の際に生じた革（コンポジションレザー及びパーチメント仕上げした革を含む。）のくずで、コンポジションレザー若しくはにかわの製造等に適するもの又は肥料としての用途に適するもの</u> (2) <u>使い古した革製品でその本来の用途には使用できず、また他の製品の製造にも使用できないもの</u> (3) <u>革のダスト及び粉（バッフィング仕上げ又はけば立たせる作業をした際のくず）で、肥料として使用され又は人造スエード、コンポジション床張り等の製造に使用されるもの</u> (4) <u>くず革をgrindingすることによつて生じた革の粉で、スエード織物の製造又はプラスチックの充てん料等に使用されるもの。</u> <u>革の切端又は使い古した革製品（例えば、古い機械用ベルト）で革製品の製造に使用することのできるものは、革として適当な項に属する（41.07 項又は41.12 項から41.14 項）。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) <u>原皮くず（05.11 ）</u> (b) <u>63.09 項の中古の履物</u>		